第6回 事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議 説明資料

預貯金照会のオンライン化の拡大について (デジタル行財政改革における検討等)

2024/12/19 デジタル庁

預貯金照会のオンライン化の利用普及に向けたこれまでの取組

- 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会は、これまで書面により実施されていたため、回答を行う金融機関側にとっても書面をベースとした業務フローを構築しており、双方に相応な業務負担が生じていた。
- 他方、預貯金オンライン照会システムが2社(NTTデータ [pipitLINQ] 、 Socio Future社 [DAIS])サービス展開されていたところ、
 - ①預貯金等の照会・回答業務に係る現状及び課題、
 - ② 当該業務の効率化に向けて目指す将来像、
 - ③上記将来像を実現するための課題と取組の方向性、

を関係機関と議論の上、整理を図るために「金融機関×行政機関の情報連携検討会」を設置。令和元年、検討結果を報告書として取りまとめ (実務的な課題は、ワーキングチームで議論)。

資料3-2

金融機関×行政機関のデジタル化 に向けた取組の方向性とりまとめ



金融機関×行政機関の情報連携検討会

令和元年11月

「金融機関×行政機関の情報連携検討会」報告書の概要 (令和元年)

〇現状及び課題:書面による照会が年間6,000万件(平成30年度調査)。国税が約1割、地方税関係が6割、次いで生活保護、国民健康保険。

○**目指す将来像**:預貯金等の照会・回答業務について、**民 間事業者によるサービス等を活用**し、金融機関・行政機関 の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデ ジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及さ せることにより、省力化・迅速化を実現する。

〇将来像を実現するための課題と取組の方向性: ①デジタル化を前提とした照会・回答内容や業務フロー等の見直し、②個人情報の保護、セキュリティの確保、③利便性向上と導入コストの比較検討、④複数のサービス事業者との相互連携

(参考) 「金融機関×行政機関の情報連携検討会課題検討ワーキング・グループ」 における検討結果(令和3年)

- ○金融機関(銀行・証券・生保)への照会フォーマット・項目の統一化
- ○オンライン照会における本人特定の粒度
- ○預貯金オンライン照会サービスを導入する際の費用対効果試算の要点 整理

検討会の構成員 ※ワーキングチームには民間サービス事業者も参加	
金融機関	(一社)全国銀行協会、(一社)全国地方銀行協会 (一社)第二地方銀行協会、(株)ゆうちょ銀行 日本証券業協会、(一社)生命保険協会、(一社)日本損 害保険協会、(一社)全国信用金庫協会、全国信用協同組 合連合会(一社)全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、 農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫
関係府省	金融庁証券取引等監視委員会、警察庁、国税庁、総務省自 治税務局 厚生労働省(労働基準局、社会・援護局、老健局、保険局、年金局、政 策統括官)
地方公共団体	東京都主税局、横浜市財政局、熊本県総務部、東京都練馬区
オブザーバー	法務省、地方税共同機構、(公社)国民健康保険中央会
事務局	内閣官房 IT 総合戦略室、金融庁 (総合政策局、監督局)

- <預貯金等のオンライン照会の導入状況>
- ①NTTDATA社 PipitLINQ 行政機関986機関、金融機関261機関(導入予定含む) (令和6年11月末時点)
- ②SocioFuture社 DAIS 464行政機関、215金融機関(導入予定含む) (令和 6 年12月時点)
- ③北日本コンピューターサービス社 PiMS (※)導入実績81機関 令和6年度実績(導入準備中含む)
- ※照会手段(pipitLINQ、DAIS、紙)の自動判定及び金融機関ごとで異なる 照会情報ルールに対応するサービス

〇共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について (令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

- 4. 預貯金照会のオンライン化の拡大
 - (1) 制度所管府省庁 デジタル庁(警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省)
 - (2) 選定の理由

現在、生活保護を始め、地方税、国税、国民健康保険等、様々な行政事務の執行上の必要性から、金融機関に対し預貯金等の取引状況を確認する業務がある。

預貯金照会のオンライン化の拡大については、地方自治体及び金融機関双方の事務負担が軽減されるほか、迅速かつ適正な 行政事務の遂行が図られるものであると認識しているが、既に普及拡大が進んでいる民間事業者が提供する当該照会サービス については、<u>導入金融機関が一部に限定されていることや、当該照会サービスの利用に関して、地方自治体から課題があると</u> 指摘されている。

本業務については国及び地方自治体にとって共通のものであり、それぞれの地方自治体がシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、預貯金照会システムのオンライン化の拡大を共通化の対象候補とする。

<参考>令和6年地方分権提案(管理番号56、79)

(3) 依頼事項

<u>デジタル庁は、</u>警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、<u>令和7年3月末までに、オンライ</u> <u>ン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。</u>

その際、地方自治体におけるサービス導入・コスト負担の意向が共通化の取組を通じて一定程度判明することを前提に、<u>預</u> <u>貯金オンライン照会サービスを提供する事業者と対話し、競争環境上の課題(民業圧迫の回避を含む)を検討</u>されたい。 検討状況については、<u>令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告</u>されたい。